

別表六の二(五)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

一般試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			可	
(別表六の二(四)「3」、 「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)				
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)付表「2」)	1	円	税 額 控 除 限 度 額 (4) × (14)	15
控除対象の試験研究費の合計額	2		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	16
(1)のうち一般試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3			
控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)	4		当 期 税 額 額 (9) > 10% の場合の特例加算割合 $(9) - \frac{10}{100} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	17
増減試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5			
増減試験研究費の額 (1) - (5)	6		「22」欄	一般試験研究費に係る法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄： 「第68条の9第1項」 ② 「区分番号」欄： 「10640」 ③ 「適用額」欄： 「22」欄の金額
増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7			
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	8		算 算 $(16) \times (0.25 + (17) + (18))$	19
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	9			
(5) = 0 の場合	10	0.085	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (15) と (19) のうち少ない金額)	20
(7) > 9.4%かつ連結親法人事業年度が令和5年3月31日以前に開始する連結事業年度の場合 $\frac{10.145}{100} + ((7) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	11			
(10) 及び (11) 以外の場合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	12		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の①」)	21
(9) > 10% の場合の控除割増率 $(9) - \frac{10}{100} \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	13			
税 額 控 除 割 合 ((10)、(11)又は(12)) + ((10)、(11)又は(12)) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	14		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) - (21)	22

別表六の二(五) 合四・四・一以後終了連結事業年度分